

2022年1月以降におけるEPAに基づく特定原産地証明書発給事業に関するご案内  
(発給申請マニュアル等の更新、発給システムのサービス利用規約の制定等)

2021年12月28日  
日本商工会議所国際部

日頃より当所の事業活動にご協力賜り、誠にありがとうございます。

2022年1月1日発効予定の地域的な包括的経済連携協定(RCEP協定)および日・タイ経済連携協定(日タイ協定)附属書二、運用上の手続規則の改正にともない、特定原産地証明書発給申請マニュアル等の更新、特定原産地証明書の発給システムのサービス利用規約の制定、RCEP協定発効当初の発給システムの利用等について、下記のとおりご案内いたします。

また、2022年1月のRCEP協定発効当初における発給システムのご利用につきまして、しばらくの間システムへのアクセスが集中し、時間帯によりアクセスしづらい可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. EPAに基づく特定原産地証明書発給事業HPおよび発給申請マニュアルの更新について

先般ご案内のとおり、2022年1月1日よりRCEP協定が発効するとともに、日タイ協定附属書二及び運用上の手続規則の改正により、2022年1月以降に発給する日タイ協定の特定原産地証明書は2017年版HSコードに基づき発給されます。また、両協定ともPDFファイル形式による電子発給のみとなります。

RCEP協定の発効および日タイ協定の改正にあわせて、日本商工会議所の「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」のHPについて、一部ページを更新しました。発給申請マニュアル(事前準備編および発給システム操作編)についても、内容を更新いたしましたので、ご査収のほどよろしく願いいたします。

<日本商工会議所 HP>

- ・EPAに基づく特定原産地証明書発給事業(日本商工会議所)

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

※初心者向けコンテンツやEPA締結国一覧などのページを更新いたしました

<特定原産地証明書発給申請マニュアル>

- ・特定原産地証明書発給申請マニュアル 事前準備編

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_preparation.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf)

- ・特定原産地証明書発給申請マニュアル 発給システム操作編

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf)

※表示内容が更新されない場合は、ブラウザの更新(F5)ボタンを押してください。

また、2022年1月1日発効のRCEP協定に関して、「RCEP協定に関する特設サイト」およびFAQを掲載いたしましたので、あわせてご査収のほどよろしくお願いたします。

- ・ RCEP協定に関する特設サイト

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/rcep.html>

- ・ RCEPの特定原産地証明発給に関するFAQ

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep\\_faq.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep_faq.pdf)

(参考)

- ・ 2021年12月7日付 RCEP協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務について

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211203rcep.pdf>

- ・ 2021年11月30日付 日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正等に  
伴う特定原産地証明書発給手続等について (HSコード2002→2017への移行手続及び日  
タイEPA証明書のPDF発給)

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211130thai.pdf>

- ・ 「日タイ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続」の操作説明

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/thaiHS.pdf>

## 2. 本発給システムのサービス利用規約の制定について

上記のとおり、RCEP協定および日タイ協定の特定原産地証明書が、すべてPDFファイル形式による電子発給となるなど、本事業の電子化が一層進展することを踏まえ、このたび本発給システムのサービス利用規約を制定いたしました。

本規約は、当所が本システムを利用して提供する特定原産地証明書のオンライン申請等のサービスの利用に関する条件を、日商ならびに申請者との間で定めるものです。申請者は本規約の定めに従って本サービスを利用するものといたします。

本規約に関する必要な手続きについては、本システム等における準備が整い次第、別途、ご案内いたします。それまでの間は、手続きを行わなくても、引き続き本システムをご利用いただくことが可能です。

- ・ 第一種特定原産地証明書発給システムサービス利用規約

[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/epa\\_systemkiyaku.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/epa_systemkiyaku.pdf)

## 3. RCEP協定発効当初の発給システムの利用に関するご案内

RCEP協定に関する発給システムの利用開始は2022年1月4日(火)となります。1月4日(火)以降、RCEP協定が発効してしばらくの間は、ご利用者からの本システムへのアク

セスが集中することが予想されます。時間帯によりアクセスしづらい可能性もありますので、あらかじめご了承をお願いいたします。つながりにくい場合は、しばらく経ってからあらためてアクセスをお願いいたします。

また、一時的に判定依頼や発給申請が集中した場合、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。特に、判定依頼については船積日が近い産品からご申請いただくなど、必要に応じてご申請時期の分散化にご協力いただけましたら幸いに存じます。

なお、2021年12月29日（水）から2022年1月3日（月）までの間、発給システムを停止いたします。停止期間中、発給システムにはアクセスできません。予めご了承ください。

（参考）

・2021年11月22日付 年末年始の特定原産地証明書発給事務のご案内

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/nenmatsu-annai-2021-2022.pdf>

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

問合せフォーム：<https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>